

日本音楽教育学会が主催する行事・イベント等の開催についての 当面の基本方針について

日本音楽教育学会常任理事会

2020年2月22日作成

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が、日本国内外で拡大しています。

2020年2月20日に厚生労働省が、イベント等の開催に関して発したメッセージの骨子は次のとおりです。

- ・イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討すること。なお、イベント等の開催については、現時点では政府として一律の自粛要請を行うものではないこと。
- ・開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じること。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど。
- ・風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動をとること。特に高齢の方や基礎疾患を持った方については、人混みの多いところはできれば避けるなど、感染予防に留意すること。
- ・学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であること。

以上を踏まえ、本学会の地区例会等の開催について当面の基本方針を下記のとおりといたします。地区例会は、地区の会員が研究交流する大切な場であり、学会細則第2条において各地区または地区合同で年1回以上開催することとなっておりますが、本年度はやむを得ない措置としての中止もありうることをご理解ください。

- 1) 本年度の地区例会の開催については、原則として地区担当理事を中心とした各地区的判断に任せます。
- 2) 開催の場合、参加者は体調の維持管理に努めるとともに、感染予防につながる正しい手洗いやアルコールによる手指の消毒を徹底してください。また、発熱やのどの痛み、咳が長引くといった風邪のような症状のある人は参加を取り止めてください。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方は参加について十分に考慮されるようお願いいたします。
- 3) 本学会が関係するその他の行事・イベント等においても、参加者には同様のことが求められます。

なお、この基本方針は、状況の変化に応じ、適宜見直します。その際には、内容を学会公式WEBサイトに掲載しますので、ご確認ください。